

大分市障がい者就労応援企業を認定します

大分市障がい者就労応援企業とは…？

障害者就労施設等への物品または役務の発注等により、障害者就労施設等で働く障がい者の応援をしていることを認定された事業者を言います。

認定要件

大分市内の障害者就労施設等に対し、以下の取組みをいずれか1つ以上実施していること

- (1) 1年間に5万円以上の物品または役務の発注を行っていること
- (2) 販売場所の提供を行っていること
- (3) 作業等についての技術的な助言等を行っていること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、障がい者の就労支援に資すると認められる取組みを実施していること（障がい者雇用を除く）

※障害福祉サービス事業者を除く

取組先の対象

取組先の対象となる障害者就労施設等は以下のとおりです。

- 障害福祉サービス事業所等
 - ・ 就労移行支援事業所
 - ・ 就労継続支援事業所(A型・B型)
 - ・ 生活介護事業所
 - ・ 障害者支援施設
 - ・ 地域活動支援センター(Ⅱ型・Ⅲ型)
- 障がい者を多数雇用している企業
 - ・ 障害者雇用促進法の特例子会社
 - ・ 重度障害者多数雇用事業所
- 在宅就業障がい者等
 - ・ 在宅就業障がい者
 - ・ 在宅就業支援団体

特典

- 認定証および認定マークの贈呈
- 認定事業者のPR(大分市ホームページによる公表等)

申請方法

申請書と添付資料を大分市障害福祉課へご持参またはご郵送ください。

※詳細は、大分市ホームページをご覧ください。

大分市障がい者就労応援企業認定制度

お問い合わせ先 大分市障害福祉課 障害福祉サービス担当班 TEL:097-537-5658

お知らせ

『ワークLIFEおおいた』は、大分市ホームページからもダウンロード(カラー版)できますので、ご利用ください。今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください！

ワークLIFEおおいた 2019年3月発行
大分市 商工労働観光部 商工労働課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077
E-mail: rousei@city.oita.oita.jp
大分市ホームページからもご覧いただけます
<https://www.city.oita.oita.jp/>

ライフ

ワークLIFEおおいた

第39号

2019
Mar

ヤングキャリアアドバイザーを募集しています！

大分市では、市内の事業所に勤務する若手社員に講師(アドバイザー)となっていただき、中学校を訪問して自分の仕事内容や、その仕事を選んだ理由などを話すヤングキャリアアドバイザー講演会を行っています。

【講演時期】6月～12月のうち3回程度
お問合わせは大分市商工労働課(TEL:097-537-5964)まで。
※詳細は、大分市ホームページに掲載しています。

表紙：中学校で講演を行う阿部太亮さん(大分バス株式会社)

◆ トピックス ◆

- 2019年4月から働き方改革関連法が順次施行！
- 大分市障がい者就労応援企業を認定します

2019年4月から働き方改革関連法が順次施行!

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。

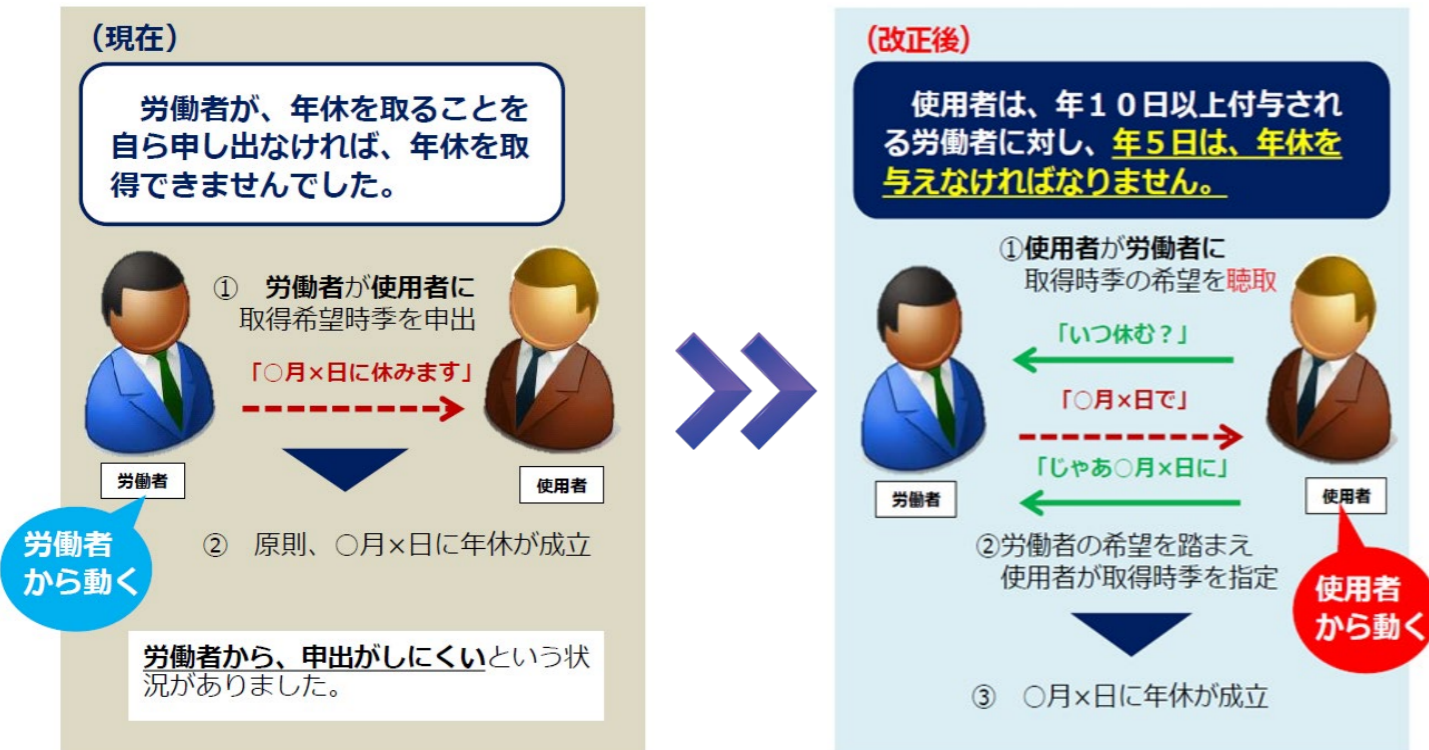
平成30年7月6日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(=改正法)が公布され、今年4月から順次施行されます。まずは改正法の内容をご理解いただき、就業規則の見直しなど、ご準備をお願いします。

※改正法の詳細は、厚生労働省ホームページ『働き方改革』の実現に向けて』をご覧ください。

労働基準法等の改正

◎ 年次有給休暇の時季指定義務

2019年4月から、すべての企業において、年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち**年5日については、使用者が時季を指定して取得させる**ことが必要となりました。



★ 対象者は、年次有給休暇が**年10日以上付与される労働者(管理監督者・パートタイム労働者を含む)**に限ります。

★ 労働者ごとに、年次有給休暇の**付与日から1年以内に5日(半日単位可)**を使用者が取得時季を指定して与える必要があります。ただし、年次有給休暇を**自発的に5日以上取得済の労働者に対しては、使用者による時季指定は不要**です。

★ 時季指定に当たっては、**労働者の意見を聴取し、その意見を尊重**するように努めなければなりません。

★ 労働者ごとに**年次有給休暇管理簿を作成**し、3年間保存しなければなりません。

◎ 残業時間の上限規制

大企業は2019年4月から、中小企業は2020年4月から、残業時間に制限が掛かります。

★ 残業時間の上限は、原則として**月45時間・年360時間**です。

★ **臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合は**、上記の時間を超えて残業させることができますが、その上限は**年720時間以内、複数月平均80時間以内(休日労働含む)、月100時間未満(休日労働含む)**となります。ただし、月45時間を超えることができるのは**年間6か月まで**です。

★ 時間外労働を行うためには、所轄労働基準監督署長に労使協定(36協定)の届出が必要です。なお、**届出様式が変更**されます。

お問合わせ先 大分労働局 労働基準部監督課 TEL:097-536-3212

パートタイム・有期雇用労働者法、労働者派遣法の改正

2020年4月から、同一企業内における**正規と非正規(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)**との間の**不合理な待遇差を是正**することが求められています。ただし、中小企業に対するパートタイム・有期雇用労働者法の適用は、2021年4月からです。

◎ 不合理な待遇差をなくするための規定の整備

規定には、①**職務内容**(業務の内容や責任の程度)、②**職務内容・配置の変更範囲**(人事異動等の有無及び範囲)、③**その他の事情**の違いを考慮して、不合理な待遇差を禁止する「**均衡待遇規定**」と、①②が同じ場合は**差別的取扱いを禁止**する「**均等待遇規定**」があります。

★ どのような待遇差が不合理にあたるかを、賃金、賞与、手当、福利厚生等といった**それぞれの待遇ごとに判断**されることが明確化され、**ガイドラインが策定**されました。

★ 派遣労働者の場合、派遣会社において、①**派遣先労働者との均等・均衡待遇方式**、②**一定要件を満たす労使協定による待遇決定方式**のいずれかを確保することが義務付けられます。

◎ 待遇に関する説明義務の強化

★ 事業主は、正規と非正規との間の待遇差の内容や理由を、労働者から説明を求められた場合には説明することが義務付けられます。

お問合わせ先

パート・有期に関して…大分労働局 雇用環境・均等室 TEL:097-532-4025

派遣に関して…大分労働局 職業安定部需給調整事業室 TEL:097-535-2095

働き方改革の推進に向けた課題解決の相談は…

働き方改革推進支援センターをご利用ください!!

相談無料

●就業規則の制定(見直し)や助成金の活用について、社会保険労務士が相談に応じます。

お問合わせ・ご相談はこちらまで TEL:097-535-7173

※ホームページからも問合わせできます。

大分の働き方支援

検索